

特定調達品目及び判断の基準等の見直し一覧（案）

添付資料 1

：判断の基準等変更品目

：追加・削除品目

分野	特定調達品目 (令和2年2月閣議決定)		特定調達品目の追加等及び判断の基準等の改定の主な内容 (令和3年2月閣議決定予定)	
	品目数	品目名称	追加・削除 品目数	品目名称等
前文				資源循環の重要性から循環型社会形成推進基本計画の主旨を踏まえた対応、情報通信技術の活用及び基本的事項に係る追記等
1 紙類	7	コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー		
2 文具類	83	シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー(汎用型) ステープラー(汎用型以外) ステープラー針リムーバー 連射式クリップ(本体) 事務用修正具(テープ) 事務用修正具(液状) クラフトテープ 粘着テープ(布粘着) 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックススタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット(玉) マグネット(バー) テープカッター バンチ(手動) モルトケース(紙めくり用スポンジケース) 紙めくりクリーム 鉛筆削(手動) OAクリーナー(ウエットタイプ) OAクリーナー(液タイプ) ダストブロー レターケース メディアケース マウスパッド OAフィルター(枠あり) 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット デスクマット OHPフィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり(液状)(補充用を含む。) のり(澱粉のり)(補充用を含む。) のり(固形) のり(テープ) ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム つづりひも カードケース 事務用封筒(紙製) 窓付き封筒(紙製) けい紙 起案用紙 ノート バンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き		* 主要材料に係る表記ゆれの修正 * 主要材料に係る表記ゆれの修正 * 主要材料に係る表記ゆれの修正 * 主要材料に係る表記ゆれの修正 * 主要材料に係る表記ゆれの修正 * 主要材料に係る表記ゆれの修正 * 主要材料に係る表記ゆれの修正 * 主要材料に係る表記ゆれの修正 * 主要材料に係る表記ゆれの修正 * 主要材料に係る表記ゆれの修正 * 主要材料に係る表記ゆれの修正 * 主要材料に係る表記ゆれの修正 * 主要材料に係る表記ゆれの修正 * 主要材料に係る表記ゆれの修正 * 主要材料に係る表記ゆれの修正 * 主要材料に係る表記ゆれの修正 * 主要材料に係る表記ゆれの修正 * 主要材料に係る表記ゆれの修正 * 主要材料に係る表記ゆれの修正 * 主要材料に係る表記ゆれの修正

分野	特定調達品目 (令和2年2月閣議決定)		特定調達品目の追加等及び判断の基準等の改定的主要内容 (令和3年2月閣議決定予定)	
	品目数	品目名称	追加・削除 品目数	品目名称等
		ホワイトボード用イレーザー 額縁 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機(手動) 名札(机上用) 名札(衣服取付型・首下げ型) 鍵かけ チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド		* 主要材料に係る表記ゆれの修正 * 主要材料に係る表記ゆれの修正 * 主要材料に係る表記ゆれの修正
3 オフィス家具等	10	いす 机 棚 収納用什器(棚以外) ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード		
4 画像機器等	10	コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ		* 消費電力量等に係る1年間の経過措置の削除 * 消費電力量等に係る1年間の経過措置の削除 * 消費電力量等に係る1年間の経過措置の削除 * 消費電力量等に係る1年間の経過措置の削除 * 待機時消費電力に係る経過措置の削除 * 化学物質に係る備考の修正 * タイプ 環境ラベルの活用に係る判断の基準を追加(エコマーク認定基準を満たす又は同等のものであること) * 化学物質に係る備考の修正 * タイプ 環境ラベルの活用に係る判断の基準を追加(エコマーク認定基準を満たす又は同等のものであること)
5 電子計算機等	4	電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア		* サーバ型電子計算機のエネルギー消費効率等について、省エネ法(平成31年3月29日告示)のトップランナー基準値に変更 * クラウド型電子計算機のエネルギー消費効率等について、省エネ法(平成31年3月29日告示)のトップランナー基準の85%達成又は国際エネルギースタープログラムVer7.0の基準値に変更
6 オフィス機器等	5	シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小形充電式電池		
7 携帯電話等	3	携帯電話 PHS スマートフォン		
8 家電製品	6	電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ		* 受信機型サイズが39V型以下の製品のエネルギー消費効率基準について、経過措置を延長
9 エアコンディショナー等	3	エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ		* 業務用エアコンディショナー(パッケージエアコン)について、特定の化学物質に係る基準を適用 * 特定の化学物質に係る配慮事項を追加
10 温水器等	4	ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器		
11 照明	4	LED照明器具 LEDを光源とした内照式表示灯 蛍光灯(大きさの区分40形直管蛍光灯) 電球形状のランプ		
12 自動車等	3	自動車 乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	6(-1)	* 自動車を「乗用車」「小型バス」「小型貨物車」「バス等」「トラック等」「トラクタ」の6品目に分割するとともに、すべての車両について2段階基準を設定。 * 乗用車については、基準値1を電動車等、基準値2を次世代自動車とし、内燃機関を有する自動車については従前の燃費基準を適用とする変更。 * 乗用車以外については、基準値1を次世代自動車、基準値2を従前の燃費基準を適用とする変更。 乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ

分野	特定調達品目 (令和2年2月閣議決定)		特定調達品目の追加等及び判断の基準等の改定的主要内容 (令和3年2月閣議決定予定)	
	品目数	品目名称	追加・削除 品目数	品目名称等
13 消火器	1	消火器		
14 制服・作業服等	4	制服 作業服 帽子 靴		
15 インテリア・ 寝装寝具	11	カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タフテッドカーベット タイルカーベット 織じゅうたん ニードルパンチカーベット 毛布 ふとん ベットフレーム マットレス		
16 作業手袋	1	作業手袋		
17 その他 繊維製品	7	集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ		
18 設 備	7	太陽光発電システム(公共・産業用) 太陽熱利用システム(公共・産業用) 燃料電池 エネルギー管理システム 生ゴミ処理機 節水機器 日射調整フィルム	2	* 太陽電池モジュール認証のJIS規格の改正に伴う見直し * 太陽集熱器のJIS規格(JIS A 4112)の改正に伴う見直し。日集熱効率基準について、2段階基準の設定。 テレワーク用ライセンス Web会議システム
19 災害備蓄用品	10	(毛布、テント、作業手袋、ブルーシート及び一次電池) ペットボトル飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源		* 品目名称を「ペットボトル飲料水」から「災害備蓄用飲料水」に変更するとともに、適用範囲に係る記載を修正
20 公共工事	70	公共工事 <資材> 建設汚泥から再生した処理土 土工用水砕スラグ 銅スラグを用いたケーソン中詰め材 フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材 地盤改良用製鋼スラグ 高炉スラグ骨材 フェロニッケルスラグ骨材 銅スラグ骨材 電気炉酸化スラグ骨材 再生加熱アスファルト混合物 鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物 中温化アスファルト混合物 鉄鋼スラグ混入路盤材 再生骨材等 間伐材 高炉セメント フライアッシュセメント エコセメント 透水性コンクリート 鉄鋼スラグブロック フライアッシュを用いた吹付けコンクリート 下塗用塗料(重防食) 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料 高日射反射率塗料 高日射反射率防水 再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成) 再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品) パークたい肥 下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト) LED道路照明 再生プラスチック製中央分離帯ブロック セラミックタイル 断熱サッシ・ドア 製材 集成材 合板 単板積層材 直交集成板 フローリング		

分野	特定調達品目 (令和2年2月閣議決定)		特定調達品目の追加等及び判断の基準等の改定的主要内容 (令和3年2月閣議決定予定)	
	品目数	品目名称	追加・削除 品目数	品目名称等
		パーティクルボード 繊維版 木質系セメント板 木材・プラスチック再生複合材製品 ビニル系床材 断熱材 照明制御システム 変圧器 吸収冷温水機 水蓄熱式空調機器 ガスエンジンヒートポンプ式空調和機 送風機 ポンプ 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管 自動水栓 自動洗浄装置及びその組み込み小便器 大便器 再生材料を使用した型枠 合板型枠 <建設機械> 排出ガス対策型建設機械 低騒音型建設機械 <工法> 低品質土有効利用工法 建設汚泥再生処理工法 コンクリート塊再生処理工法 路上表層再生工法 路上再生路盤工法 伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法 泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法 <目的物> 排水性舗装 透水性舗装 屋上緑化		*断熱材に関するトップランナー基準(平成25年12月経産省告示第270号)の改正に伴う配慮事項の見直し(硬質ウレタンフォーム断熱材を追加) *エネルギー消費効率についてJIS規格の直接引用に変更
21 役 務	21	省エネルギー診断 印刷 食堂 自動車専用タイヤ更生 自動車整備 庁舎管理 植栽管理 加煙試験 清掃 タイルカーペット洗浄 機密文書処理 害虫防除 輸配送 旅客輸送 蛍光灯機能提供業務 庁舎等において営業を行う小売業務 クリーニング 飲料自動販売機設置 引越輸送 会議運営 印刷機能等提供業務		*エコドライブ10のすすめの改定に伴う見直し *エコドライブ10のすすめの改定に伴う見直し *ワンウェイのプラスチック製の買物袋(レジ袋)について、植物由来プラスチック原料の配合率基準値を10%から25%に引き上げ(植物由来プラ配合率については経過措置の設定) *呼び厚さに係る判断の基準を追加 *単一素材であるなど再生利用のための工夫を判断の基準に追加 *配慮事項に、プラスチック製ゴミ袋に係る判断の基準を満たす物品の使用を追加 *エコドライブ10のすすめの改定に伴う見直し *缶・ボトル自販機に係るエネルギー消費効率基準値の追加(1000kWh以下) *缶・ボトル自販機に係るエネルギー消費効率達成率の引き上げ(省エネ法トップランナー基準の120%) *自販機本体へのLED照明の使用を判断の基準に追加 *屋内に設置する自販機について、照明の常時消灯を判断の基準に設定(配慮事項からの格上げ) *回収時に使用するプラスチック製ゴミ袋は判断の基準を満たしたものであることを配慮事項に設定 *エコドライブ10のすすめの改定に伴う見直し *エコドライブ10のすすめの改定に伴う見直し
22 ごみ袋等	1	プラスチック製ゴミ袋		*植物由来プラスチック配合率(10%以上から25%以上)、再生プラスチック配合率(10%以上から40%以上)の引き上げ(植物由来プラ配合率については経過措置の設定) *タイプ 環境ラベルの活用に係る判断の基準を追加(エコマーク認定基準を満たす又は同等のものであること) *充填剤の不使用者に係る判断の基準を追加
品目数	275		7	8品目追加、1品目削除【22分野282品目】